

静岡文化芸術大学客員教授に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学客員教授（以下「客員教授」という。）に関し、必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 客員教授となることができる者は、次の各号のいずれかの基準に該当し、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）の教育研究の充実、進展に寄与し、かつ、教育研究成果が期待できると認められる者とする。

- (1) 「静岡文化芸術大学教員の任用及び昇任に関する規則」に定める教授の資格基準に該当する者
- (2) 他の教育研究機関または専門分野において特に優れた業績を有する者

(選考及び任用)

第3条 学部長は、客員教授を任用する必要があるときは、その理由及び担当分野等をつけて、学長に提案するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により提案があったときは、その審査を行い、教育研究審議会の審議を経て、理事長に客員教授任用候補者を推薦する。
- 3 理事長は、前項の推薦があった場合には、必要に応じて役員会の意見を聴いて決定し、客員教授を任用する。

(任用期間)

第4条 客員教授の任用期間は1年以内とする。ただし、必要があると認めるときは、任用を1年ごと更新することができる。

- 2 前項ただし書きによる更新は、最初の任用日から通算して5年に達する日を限度とする。なお、法人が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項なお書きにより、任用期間が通算して5年を超え、本人の申し出により無期労働契約に転換した者の任用は、第3条に規定する任用の必要性がなくなった場合には、終了する。

(称号の付与)

第5条 客員教授等の称号は、別記様式による文書を交付して、本人に通知するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定後最初に行われる客員教授の任用については、第3条に規定する選考手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

第 号

氏 名
生 年 月 日

静岡文化芸術大学客員教授として任用する

任用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長 印